

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成21年1月26日（月）午後2時30分から午後4時45分まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員）

岡田隆弘，加藤朋寛，川端真理，佐野嘉春，月山純典，成川洋司，

西平都紀子，畑 純一，前坂光雄，森口佳樹 （欠席者）真野 広

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

梅北民事首席書記官，福本刑事首席書記官，新津事務局長，

木村家裁総務課長，望月家裁総務課課長補佐

第4 議事

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），
△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

1 開会

2 委員長あいさつ

3 委員の紹介

4 委員長の選任

前坂委員が委員長に選任された。

5 裁判員制度の準備状況の説明

（1） 呼出候補者のために準備している資料等について

裁判員候補者を呼び出す際には，呼出状に，裁判所の案内図，一時保育サ

ービスに関する案内文書，宿泊施設の一覧表を同封する予定であり，その試作書面を作成した。

(2) 今後の広報活動について

通常の刑事事件の傍聴と裁判員制度の説明会を兼ねた行事を，裁判員制度の施行日である5月21日の100日前の2月10日に実施する。

また，モンティグレで行われているシネマサロンの映画上映の合間に，裁判員制度の紹介ビデオを上映している。裁判所では裁判員制度のドラマ仕立ての紹介ビデオを3本作成しており，昨年12月に1作目を，2月16日に2作目を上映していただく。

そのほかに，こちらから出向いて裁判員制度の説明をする「出張講義」を実施しており，昨年1年間で57件，延べ約2,500人に説明を行った。また，法廷傍聴に訪れた団体に対しても，裁判員制度の説明やパンフレットの配布を行っている。

6 意見交換等

テーマ「裁判員制度～施行直前及び施行後の準備について～」

- 宿泊施設の一覧表を送付すると，裁判員に選ばれたらホテルに缶詰になるのか，宿泊料金はいくらなのかという疑問が出てくると思われるので，その点の説明が必要である。また，宿泊施設の位置関係がわかる地図も送付した方がよい。
- 裁判員はすべてホテルに缶詰になる必要はない。遠方にお住いの方で有料施設に宿泊された方のみ宿泊料7,800円をお支払いする。ホテルの地図も一覧表に掲載するホテルが確定すれば整備していく。
- 1日目に選任手続があつて，裁判員に選ばれたら引き続きということになると，ホテルの予約はどうしたらいいのかという疑問が生じる。
- ◎ 裁判員に選ばれた場合を想定してホテルを予約したが選ばれなかった場合にはキャンセルしていただくことになる。裁判所からホテルに対して，裁判

員候補者についてはキャンセル料をとらないようお願いし、承諾いただいたホテルについては一覧表に掲載することなどを考えている。

- ホテルに協力してもらって、7,800円で1泊朝食つきパックみたいなものをあっせんするというようなことは無理だろうか。
- どれぐらい遠方の人であれば宿泊できるのか決めておかないと、現場で混乱が起きるのではないか。
- 宿泊料支払の有無は、近く導入される予定の裁判員制度のシステムに入力すれば出てくる。基準は今後説明していけると思う。
- 住所が近くだが、仕事で遠くへ行っている場合もあると思うが、そういうことも検討しているのか。
- 遠方に単身赴任しているような場合は、実際に居住している場所から裁判所までの旅費を支払うことになる。
- 裁判所の駐車場が満車で、裁判員に選任された人が民間の駐車場に1日置くと駐車料金がかなり高くなる。選任された人については、公共の駐車場などを案内できればいいのではないか。
- 候補者に選ばれた場合、毎日の予定や終了時間などのスケジュールをA4用紙1枚ぐらいにまとめた資料を送付したら便利ではないか。
- △ 一時保育サービスの資料は、どういう方が保育サービスを必要としているのか把握しきれないと思うので、全員に送付すべきではないか。また、保育サービスを利用しようとする場合、いつごろまでにその連絡をすればいいのかという情報を付加した方がよいと思う。
- 自分が裁判所から遠くに住んでいるとしたならば、このような資料を見ても分からず、ものすごく不親切だと思う。全く裁判所に関係ない人が見ても分かるような資料にすべきである。お年寄りや障害をお持ちの方も来られると思うので、そういう配慮もお願いしたい。
- それぞれの資料がばらばらで有機的に結合していない。このことを知りた

いときはこの書面をというような説明文を作ればいいのか。

- 介護についても、一時的に預かってもらえる場所を用意していただければいいと思う。また、生活が苦しく、裁判所に出てくる足代がないが、候補者としての役目は果たしたいという方に対する経済的な一時的な支援というものはないのか。
- 介護については自治体で一時サービスを行っているところはあるが、一時保育と違って、和歌山まで連れてきていただくというわけにいかないのです。御自身で最寄りの市町村にお尋ねいただくことになる。経済的に困窮している方に対する支援の有無については承知していない。
- 交通費について、和歌山では車で移動することが多い。その場合、高速道路の料金は出るのかといったことも含めた案内も必要だと思う。簡単なQ&A集を作ったらどうか。
- 旅費は鉄道利用を基準に考えているので、車を利用しても、鉄道を利用しても、お支払いする金額は同じになる。
- 周辺の案内図には駐車場の表示が入っているので、この資料も呼出状とともに配布したほうが親切だろう。また、裁判所の案内図には、「裁判所内の駐車スペースには限りがある」旨を明記した方がよいと思う。
- お昼に出歩きたくないという方のために、ケータリング弁当みたいなものを裁判所で手配していただけるのか。
- 裁判員から個別に依頼があれば検討する。また、裁判所内の売店で弁当を販売しているので、その点はオリエンテーションの中で説明する。
- ◎ 今後の広報活動について、裁判員法に「施行後3年を経過した場合に、施行の状況について検討を加え、必要があるときは、所要の措置を講ずる」旨の規定があり、見直しをする前提として、種々の問題点を洗い出し、検証作業を行う必要がある。そういった観点を含めて、施行後の広報はどうあるべきかというところの御意見を伺いたい。

- どうやって検証するかというのは、弁護士会でも非常に重要な問題だと思っている。いろいろな意味で守秘義務が課せられているが、裁判員に集まってもらって、呼出段階から選ばれて最後終わるまで、不備に思った点や改善すべき点についての意見を聞くのが一番早いと思うが、そういうことは基本的にできないというお考えなのか。
- ◎ できないと考えている。守秘義務の問題もあるが、裁判員の安全を守らなくてはいけないので、どこかに集まってもらってというのは難しい。
- 裁判が始まる前には自分が候補者であるというのは公にしてはいけないが、事件が終われば、自分が裁判員であったことを公表することは可能である。守秘義務に反しない限り、評議の場は自由な意見が言える雰囲気だったのか、裁判官は意見を押しつけたかどうか、裁判自体がわかりやすかったか等について、自分から話をすることはできる。
- 評議が終わった後、簡単なアンケートで、守秘義務に反しないことを書いていただいて、それを検証の資料にしてもいいのではないか。
- ◎ 裁判員へのアンケートについては、どのようにするのか現在検討している。
- 地方裁判所委員会がアンケートを作って、裁判員に対して配布してもらうように裁判所に依頼し、裁判所の事務局で集約するというのはどうか。
- ◎ 裁判所と裁判所委員会の関係は、裁判員の方にわかりにくいので、裁判所と同じだと思われる可能性もある。裁判員へのアンケートの方法については、全国規模の問題として考えなければいけない。和歌山としても検討させていただく。

施行後の広報について、施行前は制度周知が広報の中心となっているが、施行後はそれだけではなく、名簿登載の通知が来たり、具体的な事件で呼び出しを受けたということで、現実に関心を持って自分が裁判員をやれるのかという不安を持っている方が大勢出てくる。裁判所では刑事裁判の傍聴と組み合わせた形での説明会を定期的に関心を持って開くことを考えているので、その機会に、名簿に載っ

た方や候補者として呼出しを受けている方にも来ていただくと不安解消につながるのではないかと考えている。

- 名簿登載通知の日や、施行日には、マスコミも裁判員制度を大きく扱うと思うので、それにあわせて説明会等を行っていくのがよいのではないか。
- 候補者に選ばれた時点で送られる書類の中に、裁判用語などを簡単に説明した用語集みたいなものは入っているのか。
- 裁判の専門用語について説明した文書は入れていないし、入れる予定はない。検察官と弁護人が、一般の方が見て、聞いただけで内容がわかるような立証活動をするという方向になってきている。
- だれでもができる判断しか求めないという趣旨でこの制度はスタートしているので、従来のように難しい法律用語で意味がわからないというようなことがないように、検察官も弁護士も努力しているところである。
- 例えば殺人事件のリアルな写真を見せるかという問題もあったと思うが、どのようにまとまりつつあるのか。
- △ 事実認定に争いがあり、それを判断するため、現場の写真を見ていただく必要があるという場合であれば、見ていただかないと仕方がないということになるだろう。また、情状という面もかなり大きな意味を持ってくるので、個々の具体的な事件を見てみないと何とも言えないが、悲惨な事件であるということをわかっていただくために、どういう立証の仕方をするのかということを考えていかなければならない。
- 私も一度だけ模擬で裁判員制度を経験させていただいたが、裁判員の負担のことを考えていただければ、そのような写真はないに越したことはないと思う。ただ、被害者のことを考えた場合、量刑の問題として、見たほうが刑が重くなることはあっても軽くなることはないのかとも思う。
- ◎ これも施行後の話になるが、裁判員になった方について、何か記念品のようなものを裁判所が用意したほうがいいのかどうかということについても御

意見を伺いたい。

- 裁判員制度が定着していくための気持ちを込めたものであればよいと思う。
 - 選任期日に来た人と呼び出した人との同一性というのはどのようにして確認するのか。
 - 持参した呼出状で確認することになる。
 - 本人に悪意がなくても、どうしても行けないことから、安易な気持ちで人に頼むということもありうるのではないか。
 - ◎ 厳格な確認手段をとるべきだということになれば、免許証や保険証といった本人確認が可能なものを持参していただくようお願いすることになるが、今のところその予定はない。
 - 裁判員制度は憲法違反だという議論もあるが、この点について、裁判所はどのような見解なのか。
 - 憲法には違反していないと考えている。
 - 候補者に選ばれても裁判所に行かないという人が報道されていたが裁判所ではどのようにされるのか。
 - 呼び出したのに来なかった場合には、正当理由がなくて不出頭の場合に過料に処するかどうかという問題になる。
- 7 次回委員会の意見交換テーマ
利用しやすい裁判所
- 8 次回委員会の開催日時
平成21年7月14日(火)午後1時30分から開催することが決定された。
- 9 閉会